

第 5 回議会改革推進会議概要

政務活動費の運用の見直しについて

●決定事項

- 1) 政務活動費のインターネットでの公開を実施する。

【対象】

平成 28 年度の収支報告書・領収書・支払証明書・活動記録簿・自動車使用記録簿を公開することとする。

※平成 27 年度等、過去 5 年分はインターネット公開はしない。

- 2) 「政務活動費の手引」の改訂については先進県の例を取り入れることとし、一括して変更する。

※議長からできる限り急いで改正するよう指示されているのでスピーディーに決定したい。

●継続審査となった事項

- 1) 新規に提出を検討する書類の賛否状況や様式を事務局から示すので、会派で可否を検討されたい。

広報紙配付方法等報告書・事務所状況報告書・職員雇用状況報告書・政務調査委託業務報告書等

- 2) 「後払い方式」について各会派から意見が出たので、事務局から意見のとりまとめ結果を示すので、会派で可否を検討されたい。

- 3) 支給対象をすべて会派に変更・政務活動費の廃止、減額・自動車使用記録簿の廃止・第三者機関からの意見聴取等の意見が出たので、事務局から他府県の例を示すので、会派で検討されたい。

- 4) その他、疑義等があれば次回の会議で報告願いたい。

●継続審査事項として具体的に審議頂きたい項目

(1) 新規に提出を検討する書類について

別添、「報告書書類について」の賛否状況を参考に検討願います。

(2) 後払い方式について

別添、「後払い方式」の意見を参考に検討願います。

(3) 支給対象を会派に変更してはどうか

共産：全て会派支給に変更

創生：会派でも議員によっていろいろ考え方が違うので反対

【他府県の政務活動費の会派支給への変更状況】

兵庫県議会では野々村事件を受け、会派のみを交付対象とし、議員には会派から精算払いとした。

(4) 政務活動費の減額又は廃止の検討してはどうか

創生：廃止の方向も含めて検討

【近畿府県の政務活動費の減額・廃止状況】

兵庫県：50万円→45万円（H26.10.1改正）

徳島県：25万円→20万円（H22.4.1改正）

(5) 自動車記録簿を廃止してはどうか

ガソリン代については、全議員が使用実態での按分が困難であるとして、1/2以下で充当しており、奈良県議会では自動車記録簿を提出している議員はいない状況。

【近畿府県のガソリン代の充当状況状況】

大阪府議会：政務活動に要した走行距離を実測し、キロ単価を乗じて得た額を交通費とする。政務活動に要した走行距離の実測は、議員が行い支払明細書により証明する。

自動車を利用して政務活動を行った場合の走行距離が明らかでない場合は、私用、後援会、政務活動の割合を1/2、1/4、1/4で按分する。

兵庫県議会：活動実態による充当（台帳等により明確な使用実態を文書で説明できる場合に限る）

共通按分率による充当：政務活動 1/4、それ以外の議員活動 1/4、私的活動 1/2

※それ以外の議員活動＝政党活動、後援会活動、選挙活動

その他意見が出ていた検討項目

① 手引きの改正にかかり有識者の意見を聞く

自民：手引きの改正につき適正な判断を求めるため第三者の意見を求めるべきではないか。

維新：まず、議員が判例等を勉強し判断力を付けるべきである。

【近畿府県の第三者機関設置状況】

「兵庫県議会政務活動費調査等協議会」

（学識 経験を有する委員 3 名で構成）（H26. 10. 1）

「大阪府政務活動費検査等協議会」

（学識委員 2 名＜弁護士 1 名・公認会計士 1 名＞、議員委員 3 名で構成）（H19. 10. 1）

② 支払証明書の適用範囲の見直し

自民党絆：議員の説明責任において、状況証拠をつけて運用する。

自民党奈良：基本的に領収証がないものは充当しない。

維新：領収書を紛失したので支払い証明書で提出するのは疑義がある。通帳の写し等、証明できるものに変えるのがいい。

【近隣府県の状況】

「兵庫県議会」：公共交通機関で領収書が発行されない場合のみ可とした。※ただし、支払証明書を利用する場合も活動報告書の提出を義務付け

「大阪府議会」：自動販売機で購入した切符代、バス代、距離計算したガソリン代のみ可としている。

「高知県議会」：従前は紛失等も可としていたが、電車賃・バス代・自動販売機を利用したものののみ可と変更している。

③ 事務所費の親族企業との賃貸借は禁止してはどうか

公明：原則禁止するとうたった方がよい。

【近隣府県の状況】

「兵庫県議会」：自己所有と同一と判断し、充当を認めていない。
「大阪府議会」：議員もしくは生計を一にしている親族が法人の代表者・役員等の地位にあり、その法人から事務所を賃借し、賃借料を払う場合には、当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある（自己もしくは生計を一にしている親族への支払いと同視すべきである）と判断されるときは充当できないとされている。

※ただし、大阪府議会では充当の例がないとのことである。

④ 親族雇用は禁止してはどうか

維新：政治倫理条例を参考に1親等・2親等の雇用は禁止した方がいい。

創生：疑義が出るので、親族の範囲について制限を加えるべきである。

【近隣府県の状況】

「兵庫県議会」：二親等以内の親族への充当を認めていない。

「大阪府議会」：生計を一にしている親族への充当は認めていない。

※大阪府議会では雇用実態が正確に確認できる源泉徴収票の提出を義務付けている。

「高知県議会」：親族に対し、政務活動費を充当することは、誤解を招きやすいので避けるべきである。

⑤ 図書名等の記入

民進：図書名、本名をしっかりと記入する。

共産：領収書だけで中身がわからないものについては、明細で内容を表記すべき。

【近隣府県の状況】

「兵庫県議会」：領収証に書籍名の記載がない場合は、表紙の写しか書籍スリップを添付する。

「大阪府議会」：領収書の内訳に本名を記載。

※大阪府議会では表紙のコピーを添付している議員もいる。

「高知県議会」：領収書の内訳に本名を記載。

⑥ 事務局における半期ごと、四半期ごとのチェックについて

公明：年度末に1度のチェックでは膨大で詳細にチェックできないの

で、期間を細かくしてチェックをする。
維新：政務活動費のために1名職員を増やすことは本末転倒になるの
で、チェック期間を何ヶ月ごとが適切か議論する必要はある。

【近隣府県の状況】

- 「兵庫県議会」：事務局に審査室を置き政務活動費担当官を配置し、適宜チェックを行い精算している。
- 「大阪府議会」：10月中に上半期分の会計帳簿等を確認・検査。
- 「三重県議会」：四半期ごとのチェックをしている。
- 「高知県議会」：中間チェックの実施。（随時提出を推奨）
- 「徳島県議会」：中間チェックをしているほか、事務局内に事務局長をトップに総務課、議事課、政策調査課の課長、副課長で組織する「政務活動費調査委員会」を設置し、政務活動費の審査体制の強化を図っている。

報告書類について

	収 支 報 告 書	領 収 書	支 出 証 明 書	活 動 記 録 簿	自 動 車 使 用 記 録 簿	会 計 帳 簿	広 報 紙	広 報 紙 配 布 方 法 等 報 告 書	事 務 所 状 況 報 告 書	職 員 雇 用 状 況 報 告 書	政 務 委 託 業 務 報 告 書	雇 用 契 約 書	備 考
自由民主党	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		
自民党奈良	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
日本共産党	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
創生奈良	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
日本維新の会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
民進党	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
公明党	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○		
自民党絆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

【 参 考 】

兵 庫 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大 阪 府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
高 知 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

は現行条例による議長への提出書類

【自由民主党】

- ・事務所状況報告書は裁判の内容にもかかわってくるので一旦保留。
- ・自動車使用記録簿は実態を踏まえて廃止してはどうか。

【公明党】

- ・事務所状況報告書・職員雇用状況報告書は係争中であり、状況が整えば公開する。

【日本維新の会】

- ・人件費に関する支払い調書等も提出すべし。

【自民党絆】

- ・調査委託で成果物の出ない場合は、理由の説明を添付して説明するべき。

後払い方式について

		意見
自由民主党	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の負担が増える ・政務活動費の始まった発端は資力のない議員でも政務活動が出来るようにということである。
自民党奈良	△	<ul style="list-style-type: none"> ・やりかたは1ヶ月単位か1年か。中身により変わる。
日本共産党	○	<ul style="list-style-type: none"> ・どういう単位であるのかは議論した方がいいと思う。
創生奈良	○	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の経済的な問題とかもあるので現状を鑑みて検討
日本維新の会	△	<ul style="list-style-type: none"> ・資力の関係で若い人は無理なところもある。 ・使ったものを全て明らかにして誰に調べていただいても公開できるような形にする。
民進党	△	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような内容でやっていくのかでかなり変わる。 ・1ヶ月単位など様々な方法があるので議論の余地がある。
公明党	×	<ul style="list-style-type: none"> ・使い切り防止にはならない。 ・議員の資力により政治活動の制限になりかねない。 ・26都道府県で行われているような中間チェックが必要
自民党絆	△	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個人の経済的理由も考慮しないとイケないので、1ヶ月単位・2ヶ月単位等細かく区切っていくべき

【 参 考 】

兵庫県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・各四半期の最初の月の16日に各会派に対して交付 ・各議員は毎月、会派経理責任者に報告書等を提出し、審査を受けた上で事務局に提出 ・事務局は助言・指導を行う。(政務活動専任の担当者配置) ・各会派から議員に交付
大阪府	×	<ul style="list-style-type: none"> ・前払いで各会派及び議員に交付 ・10月中に上半期分の会計帳簿等の写しの持参・確認・検査
高知県	×	<ul style="list-style-type: none"> ・前払いで各会派及び議員に四半期毎に交付 ・中間チェックの実施(随時提出を推奨)

インターネット公開に関する時期について(案)

<p>【平成28年度】</p> <p>平成29年3月31日</p>	<p>平成28年度 政務活動 (現行基準適用)</p>	
<p>【平成29年度】 平成29年4月1日</p> <p>5月1日</p> <p>7月3日</p> <p>7月24日</p> <p>平成30年3月31日</p>	<p>【議長に提出】 収支報告書 領収書 活動記録簿(県外・海外) 自動車使用記録簿</p> <p>【図書室における閲覧開始】</p> <p>【インターネット公開開始】 *大阪府では閲覧開始から1ヶ月後に インターネット公開(個人情報を厳重に チェックするため)</p>	<p>平成29年度 政務活動 (新基準適用)</p>
<p>【平成30年度】</p> <p>平成30年5月1日</p> <p>7月2日</p> <p>7月23日</p>		<p>【議長に提出】 収支報告書 領収書 活動記録簿(県外・海外) 自動車使用記録簿 会計帳簿など 新基準に基づく報告書</p> <p>【図書室における閲覧開始】</p> <p>【インターネット公開開始】</p>

* インターネット公開は平成28年度分の報告より順次実施